

令和4年11月25日

令和4年11月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分～2時10分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第5地区	行田	修
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一

5 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

第4地区 上田 昌彦

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	松下	伸弘
主任		大畑			利枝

7 議事録署名委員

14番 中野 稔      1番 森 善隆

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

## 9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和4年11月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は6名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号14番、中野 稔委員、並びに、議席番号1番、森 善隆委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。  
本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。  
それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。  
事務局主任、大畑さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、3筆、1,416㎡についてでございます。  
申請地の位置等については、それぞれ議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

いずれも茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

なお、3項目の譲受人は、譲渡人の弟の関係にあり、所有権持分2分の1を譲り受け、共同で農業経営を行うものです。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

先ほどの説明のなかで、3番目の譲渡人について持分2分の1の所有権という形なんですけど、これを具体的に何㎡で結果として3, 127㎡になったとか、そういう具体的なものをちょっと教えてほしい。

議 長

事務局、松下君。

事務局

今回、持分2分の1は共有持分になります。ここの1筆の土地に対する権利割合ということになります。

経過を申し上げますと、一旦、一筆100分の100の持ち分を相続されたのですが、その後、その相続人が農業ができなくなってきたので、ご姉弟と一緒に農業経営をするということで、今回は二人の共有、2分の1ずつの共有にされるという申請でございます。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

共有という形で2分の1で、登記面積の話ではないですね。

議 長

事務局、松下君。

事務局

その通りです。

この1, 269㎡をお二人共同で農業経営を行っていくということでございます。

議 長

他にご意見等がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件を議題といたします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件、3筆、1,935㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

いずれも権利関係は賃借権で、5年の再設定となっております。

借り手は、いずれも農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸

することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして議案第2号参考資料をもとに説明させていただきます。

1項目の転借人は市内在住で、農業従事年数は11年、現在大阪府の準農家として登録されております。

現在の農業経営面積は485㎡となっており、年間農業従事日数は150日、主にトマト、ナス等の野菜を栽培されています。

農業用機械といたしまして、耕うん機、刈払機を所有されています。

2項目の転借人は、門真市在住で農業従事年数は9年8ヶ月、現在大阪版認定農業者として登録されております。

現在の農業経営面積は1,450㎡となっており、年間農業従事日数は240日、主に玉ねぎ、オクラ、落花生等の野菜を栽培されています。

農業用機械といたしまして、刈払機、耕うん機を所有されています。

借り手は、いずれも農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

議 長

谷山委員。

谷山委員

この2人は、再設定の最初から借りているということですよ。

面積は485㎡、1,450㎡ということは、今回提示されている面積に当たるので、これが最初から、この前5年借りて、またこの次5年借りるという形になっているのです。

議 長

事務局、松下君。

事務局

今回設定されますお二人、まず1項目のかたは、すでに同じ土地を貸借されてい

まして、前回は令和2年12月1日から令和4年11月30日まで、今月末まで借りて耕作をされています。

2項目及び3項目の方につきましても、平成29年12月1日から令和4年11月30日まで貸借されており、その貸借期間が終了することから改めて手続をされているものでございます。

議 長  
谷山委員。

谷山委員

この5年間借りた結果というのは、何か報告されているのですか。  
順調にやられたかどうか、そういうようなことはどうなっているのでしょうか。

議 長  
事務局、松下君。

事務局

準農家さんの方から農業委員会に農業経営状況の報告はいただいているのではありませんが、今回また貸借するというので、大阪府やみどり公社の審査を受けておられますので、そこでこれまでの実績といいますか、耕作状況は良好であるという判断をされていると伺っております。

議 長  
大川委員。

大川委員

■さんのことよく存じ上げているのですけれど、すごく頑張っています。

準農家さんでやってこられて、年収今で50万円くらいと言っていました。

準農家さんで50万円というのは多いらしいんですね。

というのは、すごくびっくりしたんですけどね。

それと、そばに川が流れているんですけどね、その水を利用できないんだって言うておられました、以前ですけどね。

今は利用できるようになったのでしょうかね。

大阪版認定農業者ぐらいになったら、水も一緒に使わせてもらえるんじゃないかなと思うんですけど。

議 長

大川委員の水の関係ですけど、それについては各水利の関係もございまして、一般的にですね、隣に来る畑の人がそれをせき止めて勝手に使っておられるというこ

とでよくトラブルになっているとかいうような話はよくお聞きしております。

絶対に使えないんじゃないなくて時期的なものであるとか、そういうことを当然地元の方とお話されたらそれは可能なのかなと思います。

一般的には、そういう水稻の時期とかに勝手に止めて水を取られるということで、よくトラブルになっているということをお聞きしております。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

中身ではなく、この資料の作り方の話なんですけど、谷山委員さんからちょっとありましたが、今の経営面積と今回の再設定面積一緒ですよ。

確か以前のこういうような形のとくに、その分は入ってなかったと思うのですが。

入ってなかったら、この12月からやから、抜いたらゼロになるし、経営面積がないし、これって何か統一的な整理の仕方ってないんですかね。

議 長

この欄には、下限面積というか今の耕作面積を書く欄がございませんね。

それから今回、農地を貸借するのが、1602番の485㎡と、普通やったらその■■■さんという方が今作っておられる面積があって、1,000㎡とか1,500㎡ということがあるから足して2,000㎡になるなとかいう一定の判断をするんですけど、下限面積とかその辺の絡みの説明をしてもらえますか。

事務局

下限面積について、3条申請の場合は、その申請があった農地を除いて耕作面積ということですので、それを合算していただくことになっております。

ただ、今、会長から説明がありました利用権設定に関しては、下限面積がございませんので、一応のルールとしましてその時点で入れていきますので、今回であれば、現在貸借されているところが11月30日までの契約になっていますので、ちょうど定例会がまだその期間内ということで、こちらの方に載せています。

この備考欄か何かの方に補足をさせてもらう必要があると思っております。

利用権設定の場合は、いろんな事情があって、空白が開く場合があるのですが、その場合は、一応、同じ場所を同じ当事者でみますので、再設定というところを方をしています。

期間としてはこの定例会の時点では、その前の貸借が消えてしまっている場合がありますので、その辺がちょっと紛らわしいのかなと思います。

議 長



利用権設定については下限面積はないということで、今回挙げているのは、今回借りられる対象農地だけの表示なので、今の耕作面積を書く必要があるのかなのか。

事務局

必要はあるかなと考えています。

ゼロとしてしまうと、今までの農業経営の実績が伝わらないかなと思っております。

議 長

様式的に検討して、次回からでも訂正するようにお願いいたします。

事務局

承知しました。

議 長

他にご意見等ございませんでしょうか。

ございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、4件。

以下、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会でございますが、12月2日、金曜日、午後4時から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、12月21日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

それでは、これをもちまして令和4年11月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年11月25日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

---

署 名 委 員

署名済み

---

署 名 委 員

署名済み

---